

国政評第110号  
令和7年3月31日

気象庁長官 殿

国土交通大臣  
(公印省略)

### 令和7年度に気象庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、令和7年度において気象庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

#### 1. 防災気象情報の的確な提供及び地域の気象防災への貢献

気象、地震、火山現象、水象等の観測及び監視を的確に行うとともに、関係機関と密接に連携して、観測の成果等の収集及び活用を図る。

観測の成果及び予報・警報等の防災に資する気象情報を適時、的確にわかりやすく提供するとともに、気象防災の関係者と一体となって平時・緊急時・災害後の取組を進め、取組の内容を不断に共に改善することにより、地域の気象防災に一層貢献する。

#### [具体的な目標]

- ・ 台風による被害の軽減を図るため、数値予報モデルの改良を進め、初期値の精度向上を図るとともに、数値予報資料の特性の把握や観測資料による数値予報資料の評価などを通じて、72時間先の台風中心位置の予報誤差(当該年を含む過去5年間で平均した値)を180km以下に改善すること。【主要】
- ・ 線状降水帯に対する早期の警戒と避難を実現するために、数値予報モデルの改良やアンサンブル予報システムの高度化、利用する観測データの充実及びデータ同化システムの改善を通じた数値予報システムの高度化を行うとともに、線状降水帯発生時の2～3時間前を目標に発表する予測情報について令和8年度からの運用開始に向けた準備を進め、線状降水帯に対する予測情報の改善を行うこと。【主要】
- ・ 令和4年度から始めた緊急地震速報の過大予測の低減の取組を進め、令和5年度に行った震源推定手法のIPF手法（複数地震の判別に長けた震源推定手法）への統合後の事例

を検証することにより、必要に応じ運用パラメータの更なる最適化を行い、緊急地震速報の予測震度が、観測された震度に対して±3階級以上となる地域の割合（震度4以上を観測又は予想した地域に対する割合）を8.0%以下とする。【主要】

- ・ 火山活動に関する新たな研究成果などを活用して火山活動評価の高度化を進め、その成果を噴火警戒レベルの判定基準に適用し、噴火警報の一層的確な運用を開始する火山を令和7年度までに計12火山（令和6年度までに8火山運用開始済）とするため、新たに4火山適用すること。【主要】
- ・ 地域の気象防災を推進するための取組として、「気象防災アドバイザー」（地域の防災に精通し、気象の専門家として自治体を支援することができる者として国土交通省が認める者）の育成等を進めるとともに、自治体に気象防災アドバイザーの有用性を認識していただけるよう、周知及び活用促進に取り組んでいくこと。【主要】

2. 社会経済活動に資する気象情報・データの的確な提供及び産業の生産性向上への貢献
- 社会経済活動に資する気象情報・データを的確に提供するとともに、ニーズと技術の進展を踏まえた産業界における気象データの利活用を促進し、新たな気象ビジネスの創出を推進することにより、幅広い産業の生産性向上に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 地球温暖化対策に資するため、地球環境監視に役立つ温室効果ガス等の情報の充実・改善として、海水温、海洋酸性化に関する予測情報を新規に提供すること。
- ・ 気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づき策定された政府の気候変動適応計画（平成30年11月閣議決定）を踏まえ、国や自治体等における適応策の検討に資するため、令和10年度までに計2件の気候変動情報の充実・改善を行うこと（令和6年度に1件改善済）。令和7年度は、令和6年度に公表した「日本の気候変動2025」を効果的・効率的に利用頂くため周知・広報活動を充実させるとともに、今後新たに創出されるきめ細かな地域気候予測データに適合する統計解析の開発及び提供方法の検討に着手する。【主要】
- ・ 週間天気予報の予報精度を向上させるため、全球アンサンブル予報システムの予報モデルの物理過程の改良、モデルアンサンブル手法の高度化等の開発を進めるとともに、降水の有無の予想や最高・最低気温が大きく外れた原因等を検証し、予報技術の改善を図る。  
これらの取組により、令和8年度までに5日目の「降水の有無」については最適予報充足率を85.0%以上に、3℃以上はずれた年間日数を「最高気温」は73日以下、「最低気温」は47日以下にする。【主要】
- ・ 産業界における気象データの利活用を推進するため、引き続き気象情報・データの活用事例や方法などをまとめた「気象データ利用ガイド」などを活用し、気象情報のリテラ

シー向上のための周知・啓発を継続的に進めるとともに、令和5年度に運用開始した、民間事業者等が容易に気象のビッグデータを利用することができる「気象庁クラウド環境」を活用し、利用者の要望を踏まえつつ、同環境の運用開始前は提供していなかった種類のデータをさらに1件以上提供し、合計3件以上提供すること。【主要】

### 3. 気象業務に関する技術の研究・開発等の推進

観測・予報のための基盤の充実を計画的に進めるとともに、産学官連携や国際連携のもと、先進的な観測・予報技術の研究及び開発を行い気象業務に反映させることにより、最新の科学技術に立脚した気象業務を推進する。

[具体的な目標]

- ・ 線状降水帯等が引き起こす集中豪雨の予測精度向上を目指し、地上マイクロ波放射計や水蒸気ライダーなど新しい観測による水蒸気・雲推定技術の開発などを行って、線状降水帯形成に重要な水蒸気量の観測手法を高度化し、さらに、気象庁内外のスーパーコンピュータを利用して水蒸気量のデータ同化技術の改良を図ること。大学や研究機関と協同して研究を促進するため、得られた観測データや数値モデル予測結果のデータアーカイブの充実を図ること。【主要】
- ・ 防災気象情報の高度化を通じて自然災害からの被害軽減を図るため、次期静止気象衛星ひまわりの令和11年度の運用開始を目指し、気象衛星の製作及び打上げや運用にかかる検討・作業、利用者ニーズを踏まえたひまわり観測データの提供準備や利活用方法の普及啓発、大気の3次元観測機能などの最新の観測技術である赤外サウンダ等の観測データを活用するための技術開発を行うこと。【主要】

### 4. 気象業務に関する国際協力の推進

各国それぞれとの互恵的な国際協力・支援や国際機関を通じた活動を戦略的に進めることにより、我が国及び世界の気象業務の発展に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 世界気象機関（WMO）の計画に沿った気象業務が行えない状況にある開発途上国の現状を踏まえ、気象庁がWMO地区センターの活動として実施する研修やワークショップ等を通じて、20程度の国・地域に対して引き続き人材育成や技術支援を行うとともに更なる拡充を目指し、令和8年度までに110以上の国・地域に対して支援を行うこと。【主要】